



青森県果報

第二千八百八十七号

平成十五年六月十六日(月曜日)

目次

告 示

飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(文化・スポーツ振興課) ……二

右 同……………(同) ……三

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(経営振興課) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

出先機関

土地改良区の役員の内任……………(農村整備課) ……六

青森県農業大学校専攻科の学生募集……………(農業大学校) ……六

青森県農業大学校普通科の学生募集……………(同) ……七

監査委員……………(事務局) ……八

監査結果に対する措置の公表……………(事務局) ……八

告 示

青森県告示第四百十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項及び第二項の規定により平成十五年五月九日、十三日、十四日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十五年六月十六日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容		
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %		M E kcal/kg	その他 の査 水分%
有限会社 丸三 三浦 商店 大字市川町字 下揚49の7	同 左	60%フイッシュミール	15.5	63.9	10.5			0.5	15.7	0.1					8.4	
鹿島飼料株式会社 鹿島工場 鹿島郡神栖町 茨城県鹿深芝4の2 大字東深芝4の2	昭産商事株式 会社 支店 青森市問屋町 2丁目15の9	マルニ印配合飼料 ノーバ17	15.4	17.1	5.1	3.97	0.44	3.2	12.3						12.1	リン0.06% 不足
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 大字河原木字 海岸24の6	同 左	NH牛肥育後期用	15.5	13.3	4.0	0.64	0.43	4.8	4.6					75.1	13.7	
		イトーチューー セイケイ18	15.5	17.7	6.4	4.26	0.61	2.6	13.0						2,910	12.0
		日清印肉豚用配合飼料 セイケイ78	15.5	16.6	4.1	0.41	0.40	2.7	3.4					79.3	13.7	
		マル中印 フロイラー肥育 後期用配合飼料 イチチアロコール	15.5	19.5	8.9	0.86	0.51	2.8	4.5						3,280	12.6
		ノーサン印 子豚育成用配 合飼料 のびざかり子豚H	15.5	16.6	6.0	0.68	0.49	2.5	4.2					80.0	14.1	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

平成十五年六月十六日

青森県知事職務代理者
青森県事務吏員 小 堀 安 雄

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

- 一 申請のあつた年月日
平成十五年六月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人音楽ネット青森
- 三 代表者の氏名

相馬 賀津子

四 主たる事務所の所在地

青森市大字八重田字鶴見二二の五

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県において、音楽の力で人々の心身を癒す活動により、障害者・高齢者など音楽に接する場面の少ない人たちにその機会を提供することによって、文化の向上や地域社会の福祉と活性化とに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年六月十六日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 申請のあつた年月日

平成十五年六月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みちのく国際日本語教育センター

三 代表者の氏名

稲垣 眞理子

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字糠塚字大杉平一三の七

五 定款に記載された目的

この法人は、在住外国人に対して、日本語教育への支援を通じ外国人の生活支援交流促進をはかるとともに、国際交流に関わる市民、行政、企業との仲介を行うことよって地域の国際交流に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べ

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年六月十六日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

県民生協のぎわ店

青森市大字羽白字沢田三〇六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県民生活協同組合

青森市大字羽白字沢田三〇一の一

理事長 井筒智義

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十五年六月十六日から同年七月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年六月十六日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 協同組合サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

代表理事 福士喬

2 ニュータウン商事株式会社

青森市緑三丁目九の二

代表取締役 福士喬

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十五年六月十六日から同年七月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年六月十六日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カブセンター弘前店

弘前市城東第五土地区画整理事業地内五五街区の一〇一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十五年六月十六日から同年七月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年六月十六日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸城下ショッピングセンター

八戸市城下二丁目一の六外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 岡田元也

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十五年六月十六日から同年七月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年六月十六日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

K 2 マート

西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字西禿二五の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社敬通

西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字西禿二五の二

代表取締役 葛西功樹

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び鰺ヶ沢町役場

2 期間

平成十五年六月十六日から同年七月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、鰺ヶ沢町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年六月十六日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターツルヤ大間店

下北郡大間町大字大間字上野四三の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ツルヤ

北海道函館市湯川町三丁目二四の一四

代表取締役 西崎康博

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び大間町役場

2 期間

平成十五年六月十六日から同年七月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、大間町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年六月十六日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん階上店

三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠四三の一七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役社長 菅陽悦

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び階上町役場

2 期間

平成十五年六月十六日から同年七月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、階上町役場にあつては、その執務時間内とする。

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、
横浜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により公表する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部漁港漁場整備課及び下
北地方農林水産事務所下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年六月十六日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、杭
止堰土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規
定により公告する。

平成十五年六月十六日

中南方農林水産事務所長 高 畑 幸

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	三上 金蔵	中津軽郡岩木町大字植田字山下一四七	平成二五 年 三 月 三

青森県農業大学校告示第一号

平成十六年度青森県農業大学校専攻科の学生を次のとおり募集するので、青森県農
業大学校規則（昭和三十九年九月青森県規則第八十三号）第八条第三項の規定により
公示する。

平成十五年六月十六日

青森県農業大学校長 金 子 忠 昭

一 修業期間

二 募 集 人 員

三 受 験 資 格

若干名

1 青森県農業大学校普通科若しくは学校教育法による短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成十六年三月三十一日までに卒業見込みの者

2 右記と同等以上の学力を有すると知事が認めたる者

四 試験の実施

1 試験期日 平成十五年十二月四日(木)

2 試験場所 黒石市境松二丁目の一 青森県農業大学校

3 試験科目

- (一) 筆記試験(農業一般・英語・小論文)
- (二) 面接

五 受験手続

1 提出書類

- (一) 入校願書(本校所定のもの、写真貼付)
- (二) 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (三) 最終出身学校の成績証明書
- (四) 医師が作成した健康診断書(出願前三か月以内のもの)
- (五) 受験票(本校所定のもの、写真貼付)

2 受付期間

平成十五年十一月四日(火)から同月十四日(金)まで

3 提出先

黒石市境松二丁目の一 青森県農業大学校

六 合格者の発表

平成十五年十二月十二日(金)

七 その他

1 青森県個人情報保護条例第十八条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭により開示を請求することができる。(本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること。)

- (一) 開示する個人情報、科目別得点及び総合得点とする。
- (二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。
- (三) 開示場所は、青森県農業大学校事務室とする。

2 この募集について不明な点がある時は、青森県農業大学校教務課(電話〇一七二五二 四三二五)に問い合わせること。

青森県農業大学校告示第二号

平成十六年度青森県農業大学校普通科の学生を次のとおり募集するので、青森県農業大学校規則(昭和三十九年九月青森県規則第八十三号)第八条第三項の規定により公示する。

平成十五年六月十六日

青森県農業大学校長 金子 忠 昭

一 修業期間

二 二年

二 募集人員

三十五名(うち推薦を受けて入校する者(以下「推薦入校者」という。)十一名以内)

三 受験資格

- 1 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらの課程を平成十六年三月三十一日までに卒業見込みの者
- 2 右記と同等以上の学力を有すると知事が認めたる者
- 3 推薦入校者については、一校一名とし、成績評定三・五以上の者

四 試験の実施

1 推薦入校者の選考

(一) 試験期日 平成十五年十一月二十五日(火)

(二) 試験場所 黒石市境松二丁目の一 青森県農業大学校

(三) 試験科目

(1) 小論文試験

(2) 面接

2 一般入校者の試験

(一) 試験期日 平成十六年二月五日(木)及び六日(金)の二日間

(二) 試験場所 黒石市境松二丁目の一 青森県農業大学校

八戸市一番町二丁目九の二二 八戸地域地場産業振興センター

(三) 試験科目

(コトリ)

(1) 筆記試験(四科目)

ア 必須科目 国語、数学、英語

イ 選択科目 生物 B、化学 B、農業一般の三科目のうちいずれか一科目

五 受験手続

1 提出書類

(一) 入校願書(本校所定のもの、写真貼付)

(二) 次の(1)又は(2)に掲げる書類

(1) 平成十四年度に高等学校又は中等教育学校を卒業した者並びに平成十五年度に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者については調査書(文部科学省で定める大学入学者選抜実施要項で示される様式と同様のもの。以下「調査書」という。)

(2) (1)の者以外の者にあつては、次に掲げる書類

ア 調査書若しくは最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書及び最終出身学校の成績証明書

イ 医師が作成した健康診断書(出願前三か月以内のもの)

(三) 受験票(本校所定のもの、写真貼付)

(四) 推薦入校者の場合は、(一)～(三)に加え高等学校又は中等教育学校の校長の推薦書(本校所定のもの)

2 受付期間

(一) 推薦入校者の選考

平成十五年十月二十七日(月)から同年十一月七日(金)まで

(二) 一般入校者の試験

平成十六年一月七日(水)から同月二十一日(水)まで

3 提出先

黒石市境松一丁目の一 青森県農業大学校

六 合格者の発表

1 推薦入校者 平成十五年十二月一日(月)

2 一般入校者 平成十六年二月十三日(金)

七 その他

1 青森県個人情報保護条例第十八条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭により開示を請求することができる。(本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること。)

(一) 開示する個人情報は、科目別得点及び総合得点とする。

(二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。

(三) 開示場所は、青森県農業大学校事務室とする。

2 この募集について不明な点がある時は、青森県農業大学校教務課(電話〇一七二二一四三三五)に問い合わせること。

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成15年4月4日付け青監査第3号で報告した監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、青森県知事職務代理人から措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年6月16日

青森県監査委員

片 谷 敏 子
橋 本 谷 朔
回 同 西 谷 朔
回 同 清 水 悦 郎

監査箇所名	監査結果	措置の内容
青森県産業技術開発センター	資金において、支給金額を誤っているものがある。	臨時事務手及び非常勤労務員に係る社会保険料を本人から徴収して払込み、是正しました。
	旅費において、精算が適正に行われていないものがある。	旅費の概算支給額と精算金額の差額を本人から徴収し、返納しました。
	年度末において、料当面必要のない有量に当道回数券を多量に購入している。	有料道回数券の残枚数をよく確認して、当面必要のない券を購入しないように改めます。

	<p>委託料において、変更契約を要するものがある。</p>	<p>委託料減額の変更契約を締結済み。今後は適正な契約事務に努めます。</p>
	<p>工事請負費において、契約の方法が適切でないものがある。</p>	<p>庁舎等の修繕工事において、競争入札により一括発注すべきものについて、分割発注により随意契約としないよう改めます。</p>
	<p>前渡資金の精算手続が遅延しているものがある。</p>	<p>前渡資金の精算を速やかに行うよう努めます。</p>
	<p>現金の管理及び取扱いが適正でないものがある。</p>	<p>前渡資金の返納金は現金で保管せず速やかに総括前渡資金取扱者の通帳に入金し、精算及び返納処理を行うつていきます。金は蔵出戻入調定を行い適切に処理しました。</p>
<p>青森県大阪情報センター</p>	<p>年度末において、手当を多量に購入している。</p>	<p>発送物については、宅配便を利用せず、全て郵便切手発送とさせていただきます。以後予算執行に当たっては適正に執行いたします。</p>

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭